

町・道民税の均等割が引き上げられます

～平成26年度から平成35年度まで～

東日本大震災からの復興を図ることを目的に制定された「東日本大震災復興基本法」に基づき、町や北海道で実施する防災事業に必要な財源を確保するため、今年度から10年間、町・道民税の均等割が引き上げられます。

ご不明な点などございましたら、財政課税務グループへお問い合わせください。

	これまで	平成26年度 ～ 平成35年度
町民税均等割	3,000円	3,500円
道民税均等割	1,000円	1,500円

軽自動車税が来年度から改正されます

ご不明な点がございましたら、財政課税務グループまでお問い合わせください。

- 平成27年4月1日から原動機付自転車及び二輪車に係る軽自動車税が次のとおり改正されます。

車 両 の 種 類	現 行	平成27年度～
原動機付き自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農作業用	2,000円
	その他	5,800円

- 平成27年4月1日以降に取得される新車から以下の税率が適用されます。

車 両 の 種 類	現 行	平成27年度～
四輪以上	乗 用・自家用	10,800円
	乗 用・営業用	6,900円
	貨物用・自家用	5,000円
	貨物用・営業用	3,800円
三 輪	—	3,900円

雇用保険制度が改正されました

◆育児休業給付金の支給率が引き上げられました◆

平成26年4月1日以降に開始する育児休業から、育児休業の初日から180日目までの給付率が67%（従来は50%）に引き上げられました。

※育児休業給付金の支給を受けるには、一定の要件があります。

◆就業促進定着手当が創設されました◆

雇用保険の再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に6ヶ月以上雇用され、再就職先での6ヶ月間の賃金が離職前の賃金よりも低い場合に、低下した賃金の6ヶ月分（上限額があります。）を支給する制度です。

※平成26年4月1日以降に再就職することなど一定の要件があります。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。